［**別紙様式第四号**）　別紙２－１］

（単位：百万円、％）

| ＫＭ１：主要な指標（銀行単体） | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 国際様式の該当番号 | | イ | ロ | ハ | ニ | ホ |
| | | 当四半期 | 前四半期 | 前々四半期 | ハの前四半期 | ニの前四半期 |
| 単体流動性カバレッジ比率 | | | | | | |
| 15 | 算入可能適格流動性資産の合計額 | | | | | |
| 16 | 純資金流出額 | | | | | |
| 17 | 単体流動性カバレッジ比率 | | | | | |

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、銀行流動性カバレッジ比率告示において使用する用語の例によるものとする。

ａ　この面に定める各項目につき、自金融機関で該当する額がない場合には項を削除せず、「―」を記載すること。

ｂ　この面に記載する比率は、小数点第一位未満の端数があるときは、これを切り捨てること。

［**別紙様式第五号**）　別紙２－２］

（単位：百万円、％）

| ＫＭ１：主要な指標（銀行連結・持株） | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 国際様式の該当番号 | | イ | ロ | ハ | ニ | ホ |
| | | 当四半期 | 前四半期 | 前々四半期 | ハの前四半期 | ニの前四半期 |
| 連結流動性カバレッジ比率 | | | | | | |
| 15 | 算入可能適格流動性資産の合計額 | | | | | |
| 16 | 純資金流出額 | | | | | |
| 17 | 連結流動性カバレッジ比率 | | | | | |

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、銀行流動性カバレッジ比率告示及び銀行法第五十二条の二十五の規定に基づき、銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社等の経営の健全性を判断するための基準として定める流動性に係る健全性を判断するための基準であって、銀行の経営の健全性の判断のために参考となるべきもの（平成二十六年金融庁告示第六十二号）において使用する用語の例によるものとする。

ａ　この面に定める各項目につき、自金融機関で該当する額がない場合には項を削除せず、「―」を記載すること。

ｂ　この面に記載する比率は、小数点第一位未満の端数があるときは、これを切り捨てること。

（信用金庫法施行規則第百三十二条第一項第五号ニ等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項の一部改正）

**第三条**　信用金庫法施行規則第百三十二条第一項第五号ニ等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項（平成二十六年金融庁告示第八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄にこれに対応するものを掲げていない対象規定は、改正後欄にこれに対応するものを掲げる対象規定とし、改正後欄に掲げる対象規定については、改正前欄に掲げる対象規定に対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄にこれに対応するものを掲げる対象規定については、改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| （四半期の開示事項）<br>**第十条**　規則第百三十五条第二項に規定する金融庁長官が別に定める事項のうち、自己資本の充実の状況に関する事項（国際統一基準金庫に係るものに限る。）は、次に掲げる事項とする。 | （四半期の開示事項）<br>**第十条**　［同上］ |
| ［号を削る。］ | 単体総自己資本比率 |
| ［号を削る。］ | 単体Ｔｉｅｒ１比率 |
| ［号を削る。］ | 単体普通出資等Ｔｉｅｒ１比率 |
| ［号を削る。］ | 単体における総自己資本の額 |
| ［号を削る。］ | 単体におけるＴｉｅｒ１資本の額 |
| ［号を削る。］ | 単体普通出資等Ｔｉｅｒ１資本の額 |
| ［号を削る。］ | 単体総所要自己資本額 |
| 六‖五‖四‖三‖二‖一‖　［略］ | 六‖五‖四‖三‖二‖一‖　［同上］ |
| 五‖四‖三‖二‖一‖　［略］ | 五‖四‖三‖二‖一‖　［同上］ |
| 四‖三‖二‖一‖　［略］ | 四‖三‖二‖一‖　［同上］ |
| 三‖二‖一‖　［略］ | 三‖二‖一‖　［同上］ |
| 二‖一‖　［略］ | 二‖一‖　［同上］ |
| 一　自己資本比率告示第三十一条及び第三十一条の二に規定する基準に関する開示事項 | ［号を加える。］ |
| ２　規則第百三十五条第二項に規定する金融庁長官が別に定める事項のうち、自己資本の充実の状況に関する事項（連結自己資本比率を算出する国際統一基準金庫に係るものに限る。）は、前項各号に掲げる事項に加え、次に掲げる事項とする。 | ２　［同上］ |
| ［号を削る。］ | 連結総自己資本比率 |
| ［号を削る。］ | 連結Ｔｉｅｒ１比率 |
| ［号を削る。］ | 連結普通出資等Ｔｉｅｒ１比率 |
| ［号を削る。］ | 連結における総自己資本の額 |
| ［号を削る。］ | 連結におけるＴｉｅｒ１資本の額 |